

令和2年度介護保険データ分析・保険者支援業務委託に係る質疑への回答

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 1 | 仕様書3(1)市町村介護保険事業計画の策定に対する助言について、「計画策定に係る市町村からの質問や問い合わせに対し、電話やメール等により随時適切な助言を行うこと。」とありますが、貴府と相談の上回答すべき事項もあるかと存じます。委託先がいったん窓口として受けて、簡易なものや調査等のノウハウに類するものは委託先が回答するとして、必要に応じて貴府と相談の上で回答するというイメージでよろしいでしょうか。 | ご提案のイメージで結構です。 |
| 2 | 仕様書3(1)市町村介護保険事業計画の策定に対する助言について、「個別対面による意見交換・助言を行うこと」とありますが、各市町村に京都市内に来ていただくことも可能でしょうか。 | 府内7箇所の保健所で実施することを想定していますが、府内2～3箇所で集約実施することは可能です。 |
| 3 | 仕様書3(2)市町村に対する計画策定・進捗管理支援研修の実施について、講師の招聘なども委託先に任せるという理解でよろしいでしょうか。 | 講師を招聘する場合は、委託先において行っていただくことを想定しておりますが、講師の選定にあたっては事前に本府と協議いただきますようお願いいたします。 |
| 4 | 仕様書3(3)「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」結果の分析について、データ収集は貴府が行うとありますが、スケジュールを立てる関係で、委託先へデータを提供いただける時期がいつ頃になるか御教示ください。 | データが整った市町村から随時提供することとし、市町村からの提出期限は令和2年6月末頃までとすることを想定しております。 |